

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

第 9 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第9回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成28年9月29日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	55	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	56	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について
4	57	農地法第4条許可申請について
5	58	農地法第5条許可申請について
6	59	農地転用事業計画変更申請の承認について
7	60	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月29日	午後1時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 9 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

5 番中原委員，7 番沖園委員に，お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 55 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 2 ページになります。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 92 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 93 号は不耕作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 94 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 95 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 96 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 97 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 8 筆で 12,130 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号

92号から97号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第56号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は3ページになります。地籍図については4ページ5ページになります。

申請人は〇〇で花き栽培を営んでいます。

申請地は〇〇町〇〇番で〇〇〇〇から北へ300mに位置しています。

農業用の資材、トラック、トラクター、農薬、燃料等の保管倉庫として建築します。

農用区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域内ではありますが農用地利用計画変更についてはやむを得ないものと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号1号を、城森委員をお願いします。

8番(城森委員) 整理番号1号の現地調査について報告いたします。

9月21日、俵積田広昭委員、事務局の駒水係長、前原氏とともに申請人本人、〇〇さん立会いのもとに現地調査を行いました。

本申請地は国道〇〇号沿いにある〇〇〇〇の北側300mに位置し、〇〇町花き団地の西側に位置します。

申請理由は、花き栽培に必要な農業用資材を保管する農業用倉庫を作るため。倉庫は軒高3m、棟高5mの平屋構造であります。

東側は農地、西側は市道、南側は市道、北側は農地。

土地はコンクリート舗装がなされており、雨水は西側側溝に流すとのことですが、農地の東側境界にブロックが一部設置されていない、このため隣の畑に水が流れないように、ブロックを設置するとのことでした。

周囲の農地は、作物は植えてありませんが、管理はされています。

北側部分に日陰が数mできている状況のため、畑の地主さんに状況説明をしていないので実施するとのことでした。

本申請地は、農用区域内農地の農業用施設等農地であり、周囲に悪影響を及ぼさないことから、農用地利用計画変更については特に問題のないものと思われま

以上終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号, 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)の整理番号1号については, 報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって, 議案第56号については, 申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号, 農地法第4条許可申請についてを, 議題といたします。

それでは, まず, 議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

整理番号9号

これから提案します案件及び5条申請・整理番号29号の申請地については, 同一申請人が, 太陽光発電施設を一体的に建設するものです。しかし, 権利区分が異なることから, 申請が分かれておりますが, 関連した案件となっております。

整理番号9号の申請地は〇〇〇〇番〇, 畑, 1211 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん, 会社役員です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は, 「申請地に太陽光パネルを設置し, 太陽光発電売電事業をおこなうため。」とのことです。

申請地は, 8・9ページに掲載してあります。

5条申請5-58-29と同時申請になります。

国道〇〇号線沿い〇〇町, 〇〇車庫より北西450m及び〇〇市〇〇〇〇集落境に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない1.9haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第2種農地と判断します。

転用目的は, 太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

太陽光発電事業を始めるにあたり, 代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

面積も一体的に2409 m²を太陽光パネル(648枚)148.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま。

申請地は遊休地となっている茶畑であり, 東側は山林, 南側は転用許可済みの太陽光発電施設, 西側は, 〇〇市境で道, 北側は荒廃化した里道及び畑です。

造成については現況のまま整地し、雨水は境界に高さ 20 cmの畦畔及び北側に集水桝を設け、既存側溝へ放流し、南側は既存太陽光発電施設に付帯する調整池へ自然流下させるよう施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

パネル間はそれぞれ 2.0m程度の間隔は確保する計画で、隣地境界から約 2.0 m程度離して設置し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 10 号

整理番号 10 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、163 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「申請地の近くにある貸家の入居者駐車場及び息子自宅の来客用の車置場として利用するため。」とのことです。

申請地は、11 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇店より北西側約 60mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

計画内容は、普通自動車 3 台分の駐車場です。

計画面積は 163 m²で問題のないものと思われます。

申請地の北側は宅地、その外周囲は道であり、隣接する農地はありません。

駐車場への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積及び擁壁を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、建物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については自然流下及び南側水路を経て、西側側溝へ放流します。

本件申請地は、申請人が事前に、整地し、駐車場として整備していたもので、今年、8 月に実施された農地パトロール調査におきまして、無断転用が判明したことから、当農業委員会指導により、今回、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「5 年前から、駐車場として利用しておりましたが、申請が事後になりましたことを反省します。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号9号を、城森委員お願いします。

8番（城森委員）整理番号9号の現地調査について報告いたします。

9月21日、俵積田広昭委員、事務局の駒水係長、前原氏とともに、代理人〇〇行政書士立会いのもとに現地調査を行いました。

本申請地は〇〇市〇〇公民館から東側100mに位置し、〇〇市と〇〇市の境界部に近いところに位置します。

申請理由は太陽光発電施設を設置するということです。

東側は畑、西側は農道、南側は農道及び畑、北側は畑。

畑は全て耕作放棄地であります。

これは5条申請とも絡んでおり、その内容については5条の、これは地番〇〇、〇〇を一体利用するというので、雨水は東側に集水枡を作り東側市道側溝に流すとのことです。

しかしながら側溝が20×20cmと小さいため、能力をオーバーすると判断される場合は隣の〇〇さんの太陽光発電施設が設置している調整池を借りてそれに流すとのことです。

地面は砂利敷きとし、周囲に土砂流出防止のため畦畔を設置し、80cm以内フェンスも設置するとのことです。

本申請地は小集団の農業生産性の低い第2種農地であり、周囲に悪影響を及ぼさないことから、問題のない申請と判断できます。

以上終わります。

議長 次に、整理番号10号を、俵積田広昭委員お願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号10号について報告いたします。

9月21日、事務局の前原さんと駒水係長、城森委員さんと私で現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇店より北西60mに位置する住宅地内で、隣接地との境にはブロックを施行済です。

申請地の北側西側は住宅地で、東側南側は市道で周辺は住宅です。

駐車場は現状のままで、雨水については南側の側溝に排水するとのことです。

無断転用ではありますが、周辺の農地に被害恐れが無いので、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番（瀬戸口委員）今説明があったかもしれませんが、もう一回確認の意味でお聞きしたいのですが、整理番号29号につきまして、同地区において整理番号9号と日程第5号の整理番号29号、30号におきまして、合計約4,700㎡程度の畑が太陽光発電施設として利用される計画であります。これによって施設ができたことによって、周辺の山林、畑に雨水等の流出等の被害を及ぼすことが考えられると思うんですが、どのような被害対策を講じているのか、それで十分なのかお聞

きしたいです。

そしてもう一点は、市町村境でありますので、〇〇市側はどんな状況下になっているのか、この2点をお聞きします。

事務局 まず1点の被害防除対策でございますけれども、整理番号4の57の9と5の58の29は申請人による同一事業になります。

また、5の58の30というのは隣接する事業者が異なる事業であります。

ただ、時期的には、工期的には重なるということもありえると思っておりますけれども、だいたい4,000㎡近くの太陽光発電施設の設置になりますけれども、被害防除対策といたしましては、資料9ページに書いてあります申請地の東側にある集水枡を得て道路を横断し、既存の側溝へ放流します。

集水枡は西側にあります。

そして、この排水路等につきまして、断面的にという現地で問題があるという指摘もありましたけれども、南側に既存の太陽光パネルが4haを超える太陽光パネルがありますが、その対策に付帯される調整池があります。

南側になだらかな傾斜になっておりますので、流域的にはそこに集約されるんですが、その流量というのは十分調整池で対応し、山林側の用悪排水路について流すという計画になっておりますので、十分対応可能かと思えます。

ここにつきましては、市の環境を守る条例でも十分検討されておまして、その分については排水は可能であるという検討の元既存施設も設置されたようでございますので、排水については、被害防除については問題なからうかと思えます。

そして、北側の〇〇市側でございますけれども、北側から南側に傾斜が緩やかな傾斜になっておりますが、北側は畑というか果樹園、みかん畑等があるようでございます。

雨水についてはそちらの方には、北側が傾斜が高いので、雨水についてはそちらの方には流れない状況であります。

ですので、隣接する畑については被害を受けないのではないかなと今は想定するところでございます。

議長 ほかにございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号9号及び10号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は7件で、所有権の移転に関する申請が6件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号29号

整理番号29号の申請地は〇〇〇〇番，畑，588㎡，〇〇〇〇番〇，畑，610㎡，合計1198㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電パネルを設置し，太陽光発電売電事業をおこなうため。」とのことです。

申請地は，8・9ページに掲載してあります。

4条申請4-57-9と同時申請になります。

〇〇市〇〇〇〇集落境に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない1.9haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

転用目的は，太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

面積も4条申請地と一体的に2409㎡を太陽光パネル(648枚)148.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。申請地の北側は山林，東側は転用許可済みの太陽光発電施設，南側は，〇〇市境で道，西側は荒廃化した里道及び畑です。

造成については，砂利敷きとし，雨水は北側に集水桝，道路に暗渠を埋設し，既設側溝へ放流するよう措置する計画です。

なお，道路の使用にあたっては，協議が必要なことから，近々，許可見込みの方向で，〇〇市の担当部局と調整中とのこととあります。

申請地西側に里道が存在しますが，現況のまま残し，維持します。また，境界に畦畔及びフェンスを設置して，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

続きまして，整理番号30号

整理番号30号の申請地は〇〇〇〇番〇，畑，597㎡外2筆，合計2,316㎡です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん，太陽光発電事業，〇〇〇〇さん会社役員，〇〇〇〇さん会社役員です。

割合は3分の1ずつの共有持分となります。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員外4名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電パネルを設置し、太陽光発電売電事業をおこなうため。」とのことです。

申請地は、8・9ページに掲載してあります。

〇〇市〇〇〇〇集落境に位置し、整理番号29号申請地の北側に隣接します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない1.9haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は2316㎡で太陽光パネル(648枚)148.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。申請地北側及び西側は〇〇市境で道、東側は遊休地化した茶畑、南側は荒廃化した里道及び畑であり、申請地の大半は再生困難な荒廃農地です。

造成については現況のまま整地、砂利敷きとし、境界にはフェンス及び高さ20cmの畦畔、南側に集水桝を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

雨水については、集水桝より南側里道を横断して、側溝を設け、整理番号29号申請地の集水桝を経て既存側溝へ放流します。

なお、里道及び隣接敷地の使用にあたっては、承諾を得ているとのことです。パネル高は2mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

続きまして、整理番号31号

整理番号31号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、429㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、農業です。

貸人は〇〇〇〇さん、農業です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は農業用倉庫です。

計画内容はトラクター2台、2tトラック1台の格納庫及び農薬・肥料・ハウス用ビニール・コンテナの置場です。

申請事由は、「花き栽培に必要な農業用資材等の保管場所としての農業用倉庫を建設したい。」とのことです。

農振・用途変更3-56-1と同時申請になります。

整理番号31号の申請地は、4・5ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い、〇〇町・〇〇〇〇より北側300mの〇〇町花き団地内に位置しています。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された農業

用施設の建設であり、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は429㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び東側は畑、西側及び南側は道です。

農業用倉庫への転用にあたり、建物周囲にはコンクリート舗装が施しており、北側及び東側境界にはブロック積を施す計画で、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのこと。

建物は高さは5.0mの平屋であり、農地境界より0.5m以上控えて建築しており、日照通風等支障を及ぼさない計画です。また、隣地の農地所有者からも承諾を得ているとのこと。

雨水については、自然流下及び西側及び南側の側溝へ放流する計画です。

本件申請地は、申請人が平成28年3月に、コンクリート舗装し、農業用鉄骨ハウスを利用して、農業用倉庫として整備していたもので、今年、8月に実施された農地パトロール調査におきまして、無断転用が判明したことから、当農業委員会指導により、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「安易な考えで、施設を設置したことを反省するとともに、今後は、農地法を遵守し、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

周囲の農地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではあります。が、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号32号

整理番号32号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、144㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、建設業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「申請地東隣の譲受人が所有するアパートの入居者の車置場が不足しているため、申請地に駐車場を設置したいため。」とのこと。

事業計画変更6-59-2と同時申請になります。

計画内容は普通自動車7台分駐車場です。

整理番号32号の申請地は、18ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇の南側、約30mに位置してあります。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は144㎡で問題のないものと思われます。

申請地北側及び西側は宅地、東側及び南側は道であり、周囲に農地はありません。

駐車場への転用にあたり、既にコンクリート舗装されており、周辺土地へ土砂の流出もなく、建物の建築はないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び南側及び東側より側溝へ放流する計画です。

本件申請地は、一般住宅の転用許可地を申請人が借り受けて、平成11年4月に、コンクリート舗装し、駐車場として整備していたもので、追認により許可を得ようとするものです。

なお、申請人より「駐車場として、新たに転用許可がいることを知らずに、整備したことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。また、申請地及び隣接の所有するアパートの地目変更も併せて指導したところであります。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして、整理番号 33 号

整理番号 33 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，584 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいのため，自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は，20 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇敷地より東側約 65mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の 55m以内に既存住宅が 9 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われまます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えまます。

計画面積は 584 m²であります，北側及び東側農地との間に約 1~2mの高低差があり，法面の保護をおこなうことから，有効利用面積は 486.6 m²となっております。

申請地の南側は道，その他周囲は農地です。

一般住宅への転用にあたり，北側及び東側農地境界には 2m控えてブロック積みを施し，周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さは 5.7mの平屋であり，農地境界より 3.0m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については，溜桝により南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後東側・側溝に排水する予定です。

なお，補足になりますが，本件申請地は，第 7 回定例会において，5 条許可申請，日程第 5 号，議案第 43 号，整理番号 27 号で，譲受人の夫へ決定された許可地でありましたが，申請人の都合，一身上のものにより，9 月 2 日付けで取り下

げ申請を受理しております。

続きまして、整理番号 34 号

整理番号 34 号の申請地は〇〇〇〇番〇，畑，2050 m²，〇〇番〇，畑，87 m²，合計 2137 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，僧侶です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は駐車場，便所です。

申請事由は、「寺院の車置場が不足しており，申請地を中型バスが留められる団体参拝者用の駐車場に利用するため。」とのことです。

申請地は，22・23 ページに掲載してあります。

〇〇より西側道路向かいに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない 1.2ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は，駐車場，便所で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は中型バス 3 台，普通自動車 5 台分の駐車場及び便所の設置です。

計画面積は 2137 m²で問題のないものと思われます。

申請地の周囲は道であり，隣接する農地はありません。

駐車場への転用にあたり，北側から南側へ緩やかな傾斜を施すよう整地し，境界には，土留め及び転落防止用柵を施し，周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

構築物もないことから，日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については，西側及び東側側溝へ放流させる計画です。

なお，車の出入りは，東側道路よりおこなう予定です。

本件申請地〇〇〇〇番〇は，申請人が，平成 23 年に，参拝者用の便所として整備していたもので，併せて追認により許可を得ようするものです。

なお，申請人より「転用許可が事後になりましたことを反省するとともに，今後は，農地法を遵守します。」との始末書が添付されております。

周囲の土地にこれまでも，被害を及ぼしたこともないため，一部，無断転用ではありますが，やむを得ない申請ではないかと思われます。

なお，2000 m²以上の切土及び盛土が発生する開発行為にあたるにことから，枕崎市民の環境を守る条例による届が必要であり，市企画調整課より指導・協議中であります。

続きまして，整理番号 35 号

整理番号 35 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，344 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，パートです。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、親からの借家住まいのため、申請地に自宅を建てるため。」とのことです。

申請地は、25 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇店より西側約 90m に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画内容は居宅 1 棟の建築です。

計画面積は 344 m² で問題のないものと思われます。

申請地北側は宅地、西側は道、東側は山林、南側は〇〇敷地であり、雑種地で、隣接する農地はありません。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、土留めを施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さは 5.6m の平屋であり、東側境界より 9m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び集水桝により南側・市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側市道・側溝に排水する予定です。

整理番号 29 号から 35 号につきましては、

すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむえない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 29 号から 31 号を、

城森委員をお願いします。

8 番（城森委員）整理番号 29 号の現地調査について報告いたします。

これは先ほど整理番号 9 号の 4 条許可申請と内容が一緒であります。

東側は山林、西側は農道、南側は山林、北側は農道であります。

地番〇〇から〇〇、〇〇を一体利用するというので、太陽光発電施設にするということで、被害防除計画も適切であり、周囲に悪影響を及ぼさないことから、問題のない申請と考えられます。

次に、整理番号 30 号について現地調査を報告いたします。

9 月 21 日、俵積田広昭委員、事務局の駒水係長、前原氏とともに、譲受人〇〇〇〇さん、代理人〇〇行政書士の立会いのもとに現地調査を行いました。

この土地は整理番号 29 の北側に位置する土地になりますので、東側は畑、耕作放棄地になっております。西側は〇〇市市道、南側は農道、北側は〇〇市市道となっております。

被害防除計画も整理番号 29 号と同様な措置を行いますので、適切ではないか

と考えられます。

周囲に悪影響を及ぼさないことから問題のない申請と考えられます。

次に、整理番号 31 号について現地調査を報告いたします。

これは先ほど説明いたしました農用地利用計画変更と調査内容が同様であります。

周囲に悪影響を及ぼさないことから、問題のない申請と考えられます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号 32 号から 35 号を、俵積田広昭委員お願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 32 号について報告します。

9 月 21 日、事務局の駒水係長、前原さん、城森委員と現地調査を行いました。

申請地は〇〇公民館より北西 380m に位置するところです。

転用目的は駐車場です。

申請地の西側、北側は住宅で、南側東側も市道を挟んで住宅地です。

駐車場は現状のままで、雨水については東側の側溝に排水するということです。無断転用でありましたが、周辺の農地に被害の恐れが無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 33 号について報告します。

これも 9 月 21 日、事務局の前原さん、駒水係長、城森委員と私で現地確認を行いました。

申請地は〇〇地区内で畑です。

転用目的は一般住宅です。

畑の面積が 584 m²と 500 m²を超えていますので、境より 2m 控えたところに擁壁をもうけ法面保護を行い、敷地内の雨水がこれらの土地に流れ込まないようにします。

有効面積は 486.60 m²となります。

申請地は〇〇〇〇より東側 65m に位置する農地です。

南側は市道で、東側西側北側は野菜畑です。

雨水については南側の側溝に排水するということです。

周辺の農地に被害の恐れが無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 34 号について報告いたします。

これも 9 月 21 日、事務局の前原さん、駒水係長、城森委員と私で現地確認を行いました。

申請地は〇〇に位置する小集団の農地です。

〇〇〇〇より南に 100m に位置しています。

〇〇の西側です。

申請地の南側と西側は市道、北側は山林、東側は〇〇です。

駐車場は現状のままで利用する、西側は市道から高さ 6m くらいの土手なので、

フェンスをつけるとのことでした。

排水を西側東側に流し、また、〇〇番地は現在トイレとして利用している。無断転用でありますけど周辺の農地に被害の恐れは無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号 35 号について報告します。

これも 9 月 21 日、事務局の前原さん、駒水係長、城森委員と私で現地確認を行いました。

申請地は〇〇〇〇店から西 90m に位置する小集団の農地です。

申請地の北側は住宅、南側は〇〇のコンテナ置き場です。

東側は山林、西側は私道です。

住宅地は現状のままで利用して、汚水雨水については西側の私道の側溝へ排水するという事です。

周辺の農地に被害の恐れが無いため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7 番 (沖園委員) 先ほどの 12 番委員からも若干お尋ねがあったんですけど、整理番号 9 号 29 号ならびに 30 号との関係なんですけど、先ほどは 9 号 29 号の場合は南側の〇〇さんの調整池に放流するという事だったですよ。

そしたらこの 30 号を 29 号と一緒に雨水集水道へ既存側溝へと 9 ページの図面では記してあるんですけど、どの側溝になる。

事務局 北側にですね、〇〇市側だったので図面等が準備されておられませんけども、北側のこの 5 の 58 の 30 号の境界の道とはまた別に〇〇集落に行く市道があるんです。

そこは急傾斜のある道路があるんですけど、そこに側溝がついておまして、そこに既存側溝ということで、そこに放流する予定です。

7 番 (沖園委員) 30 号と 29 号との間のこの農道地区道、管理されてない農道と言えはいいのかな、放棄されたような農道になってますよね。

これ〇〇のあっちの〇〇の方に下りる農道なんだけど、これに乗るようなことはないの。

地形的に見たときに、30 号この傾斜は 29 号のほうについてるのよ、そして東側のほうに傾斜ついてると。

これは農地パトロールで B 判定をしたところなんですけど、そして 29 号の場合はこの南側の〇〇さんの方に傾斜ついてるのよ、です。

そして〇〇番ていうのこれ、ここが駐車場みたいになっておって、5 条同時申請というこの辺が一番高いところなのよ。です。

そうすると今さっき言った市道、あれ市道になるの、地区道じゃないの、側溝がついてるやつは。

そこに乗せるとなると人家等を挟んでるはずなんだけど、この〇〇市の方は人家を挟んでるのよこの地形からいったときに。

どういった形で乗せるのかなという地形のところなのよはっきりいって。

ややもするとさっき言った放置されてる農道の方に 12 番委員のほうから指摘があった先の方に放流するかもしれないという地形なんだけど大丈夫なのかなということで、もしそういった危惧されるのであれば今で指摘しておかないと業者の方にあとあと問題がおきますよこれは。

事務局 私も現地調査に行ったわけですけども、この集水枡でですね集めた分をこの 5 の 58 の 30 のこの地域というのは既存の側溝に流すということで、当初下の方の 4 条、南と北に分断されるような形になりますけどもこの里道を解してですね、下のほうもその側溝に流すというような提案があったので、それではのりきらないんじゃないかということでこの分断させるような方法を指導したところなんです。

そしてこの里道に真ん中にあります里道につきましては、現状のままで残すということで、この里道のところにパイプを入れて側溝の方に流すように施行しますというような説明でございました。

で、この 5 条同時申請と書いてあるこの文字のところのここが一番高いところということなので、下側の南側のところは傾斜をつけて南側に雨水は行くように、里道には乗らないようにという設計ですすめるということでございます。

7 番（沖園委員）そうすと 4 条同時申請のこの 29 号の部分なんだけど、29 号と 9 号の部分なんだけど、この相対的な排水はどっちの方に行くの。

事務局 南側ですね。

7 番（沖園委員）南側に行くの。

そうすと既存の側溝に乗るのは 30 号だけとみればいいの。

事務局 はいそうです。

7 番（沖園委員）その市道の排水用の断面はどんくらいあったですか。

事務局 20 c m なんです。

狭いもんですから、下流の分までは乗りきれないんじゃないかということでこのような北側の部分だけですね、雨水を排水するというふうに分断させたところでございます。

7 番（沖園委員）あの道路は非常に狭隘な道路で、その排水路も今 20 といったような感じなんですよね、周辺の同意は取れてるの集落の。

当然地区住民関係者の皆さんの開発行為になるんだけど同意は取れてる。

旧国道までの排水路だよこれね。

カーブがあったり傾斜がきつかったりするからちょっと心配なのよね、これにのせてしまうとね。

木原のあれとまったく同じ状況になるんじゃないかなと、面積が面積だけに。

事務局 周囲にも同意は取れているという風にきいております。

で、今おっしゃいましたように道路も狭くて側溝もまた 20 c m という狭い状況でオーバーして道路を流れるんじゃないか、道路を流れた分が今度は民家の方に流れるんじゃないかということをお慮したものですから、このように分断する方法を指示したところです。

7 番（沖園委員）はいわかりました。

あとあと支障が出ないように今でちょっと指導したほうがいいかもしれませんね。

以上です。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 29 号から 35 号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農地転用事業計画変更申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は 1 件で、事業承継者による事業計画の変更に関する申請です。

整理番号 2 号

5 条申請整理番号 34 号と同時申請です。

申請地は当初計画者が一般住宅として許可を得、所有権を移転後、体調不良が続き、失業状態になったため、建築資金の調達が出来なくなっていたものを、申請地の東側に隣接するアパートの居住者が自動車の駐車場を求めていたことから、事業承継者が借り受けて駐車場として利用しており、今回、駐車場として取得するものです。申請地は当初計画許可後、H11 年 4 月にコンクリート舗装され整備済みであります。

以上議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 2 号を、俵積田広昭委員をお願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 2 号について報告いたします。

9 月 21 日、駒水係長、前原さん、城森委員、案内で現地を見に参りました。

現地は平成 2 年 10 月造成工事を完了しています。

住宅建築予定以前に体調不良が続き、失業状態になっていたため住宅建築資金調達がつかなくなり、計画ができなくなりました。

予想しない事態が生じ、計画を断念せざるを得なくなった、それで中崎敏和様が申請地を取得し、駐車場として利用して使っています。

周辺農地への営農条件に支障はないと思われ、いたしかたない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農地転用事業計画変更申請の整理番号2号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第7号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第60号農業基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は27ページ28ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号106号から119号7で利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外13名で、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外32名で、設定面積は田が3筆で1220㎡畑が32筆で29,574㎡、樹園地が36筆で44,898㎡で合計71筆の75,692㎡でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号106号から119号の7については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号の利用権設定については、原案のとおり承認することに

決定いたしました。

議案第 60 号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，10 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして，本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催いたします。

午後 2 時 30 分閉会